

Weekly Report

第553号
令和2年5月18日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

持続化給付金の申請における申告書の代替

持続化給付金を申請する際に必要な書類として、事業収入が前年同月比50%以上減少となった月（対象月）の直前の事業年度（個人事業主は令和元年份）に係る「確定申告書第一表の控」があります。

原則として收受日付印が押印されていること（e-Taxの場合は「受信通知」を添付）が必要ですが、申告期限の延長などにより收受印等がある確定申告書類の控を提出できない場合は、以下の代替となる書類の提出による申請も可能です。

◆中小法人等の場合

中小法人等の場合、①税理士の押印及び署名がなされた前事業年度の月次の事業収入を証明する書類（様式自由）、又は②2事業年度前の確定申告書類の控を代替の書類として提出できます。

ただし、②の場合は、対象月の比較や給付額の算定を2事業年度前の事業収入を用いて行います。

◆個人事業主の場合

個人事業主の場合、「納税証明書」を提出することで、收受印等のない確定申告書類の控を用いることができます（納税証明書の提出がない場合でも申請は可能ですが、給付まで時間を要します）。

また、令和元年份の確定申告書類の控を提出できない場合は、①令和元年份の住民税の申告書類の控え、又は②平成30年分の確定申告書類等の控えを代替として申請できます。

ただし、①の場合は月別の収入が確認できないため、年間事業収入を12ヵ月で割った月平均の事業収入を対象月の事業収入と比較して判定します。また、②の場合は平成30年分の事業収入を用いて給付額の算定等を行います。

雇用調整所税金の申請手続の更なる簡素化

雇用調整助成金の申請手続について、以下のような簡素化が実施されます。

◎**小規模事業主の助成額の算定**……助成額は平均賃金により算定しますが、小規模事業主（従業員が概ね20人以下）は実際に支払った休業手当額で算定【支払った休業手当額×助成率】ができます。

◎**平均賃金額の算定（上記以外の事業主）**……①平均賃金額は源泉所得税の納付書により算定【納付書の支給額÷人員数】ができる、②年間所定労働日数は休業実施前の任意の1ヵ月分をもとに算定【1ヵ月の所定労働日数×12】ができます。

◎**休業等計画届の提出が不要**……休業等計画届の提出を不要とし、支給申請のみの手続とします。

NHKの受信料が免除される事業者は

NHKは、現在実施されている持続化給付金の給付決定を受けた事業者に対して、事業所契約の受信料免除を行います。

この免除措置は、令和3年3月末までにNHKに免除の申請を行った場合に限られます。また、免除期間は申請をした月とその翌月の2ヵ月間となります。

申請を行う場合は、免除申請書（NHKホームページからダウンロード）と持続化給付金の給付通知書（コピー）を郵送により提出します。